

## 質問・回答

2021年10月20日

「エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」

(公示日:2021年10月6日/調達管理番号:21a00539)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.20-P.21, P.30	詳細建物調査と建物調査の定義についてご教示ください。P20-21 の(4)詳細耐震診断の文章のなかで、P 21 に、コンクリートの強度の調査など含む詳細建物調査という定義がありますが、P37の現地再委託には建物調査とされております。同義と考えていいでしょうか。ちなみに、(30 ページの(力)にあるように、)機器を用いた調査を詳細建物調査とし、機器を用いない目視等によるものを建物調査とする、とあります	「詳細建物調査」は、「(2)成果1に関する活動(力)」において、20 件の建物についてコンクリートコアドリル器や鉄筋探査機等を用いた調査としていますが、現地再委託の項での「建物調査」とは同義となります。 他方でベースライン調査(建物インベントリ調査)については、機器を用いない目視等による公共建物の調査として、現地再委託による実施を想定しています。
2	P.26, P.35	「本プロジェクトで実施する研修」に関し、成果の活動では、セミナー・ワークショップという言葉はあるが、研修については書かれていません。ここでの「研修」とは何を指しているのかご教示いただきたいです。 また、技術協力作成資料等で「研修プログラム、モジュール及び教材」及び「研修実施計画」の作成が求められています。成果の活動では、セミナー・ワークショップという言葉はあるが、研修については書かれていません。作成資料における「研修」とは何を指しているのかご教示頂きたいです。プロジェクト以降に実施する研修という理解をすればよいのでしょうか。	現地で実施される技術移転のため説明会・講習等を、セミナー、ワークショップ、研修とします。「研修」は、多くの人数を集め行うセミナー、ワークショップとは異なり、活動中に TWG や C/P を対象に小規模な技術移転活動を行うことを想定しています。 技術協力作成資料等にある「研修プログラム、モジュール及び教材」及び「研修実施計画研修」は本邦研修に関するもので

			す。
3	P.28, P.33, P.34	ワークプランに関して、業務開始後 1 か月以内に貴機構に説明・協議し、ベースラインの調査の結果を踏まえたものを第 1 回 JCC で合意するとあります。ベースライン調査はプロジェクト開始後 3 カ月以内実施することになっている。第 8 条(33 ページ)では、契約締結後 1 か月以内に提出となっており、34 ページでは業務開始後 2 カ月以内に活動内容を確定させるとあります。JCC で合意したワークプランが最終的な報告書となると考えるが、提出時期はいつあたりをお考えかご教示ください。	「第 7 条(1)全体に係る活動(イ)ワークプランの作成・協議」を、参照の程お願いいたします。 最初のワークプラン(案)は、業務開始 1 か月以内、最終的なワークプランは、ベースライン調査後の第 1 回 JCC で確認を得たものとなります。
4	P.20-21, P.30	活動 1-7 首都圏市長評議会(COAMSS)によるマニュアルの適用承認を得る、活動 2-5 同様、活動 3.5 同様、について適用承認のための諸手続き費用は、先方(OPAMSS)負担と考えて宜しいでしょうか。	適用承認のための、諸手続き費用は先方負担と想定しております。
5	P.32	<b>作業グループメンバー</b> 成果4の活動では、本プロジェクトの実施機関ではない、国と対象の市の関係者から構成されるメンバーで作業グループを作成し、彼らに対し技術支援を実施することになっております。実施機関でない組織に集合をかけ、技術支援をするのは、運営上難しいと考えます。 先方政府と協議のなかで、実施機関の中には、国や市がはいっていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 もし、コンサル側による招待依頼の交渉であれば、実施機関ではないのでメンバーの謝金の支払いが可能になるなどのプロジェクト運営は可能なのかご教示いただければ幸いです。	対象市は、OPAMSS の管轄範囲内となり、作業グループへの参加については、OPAMSS 職員と確認済みです。 国やその他の機関の参加についても OPAMSS が働きかけることとなります。 本作業グループ参加者は、基本的にエルサルバドル側の公務員を想定しており、作業グループメンバーへの謝金支払い発生は想定しておりません。
6	P.32	<b>ガイドに含む費用積算に必要な情報</b> 作成する市内公共建築耐震改修計画策定のガイドでは、費用積算に必要な情報等を含むとあります。いただきました詳細計画策定調査報告書では、「耐震改修の実績はあるがその情報を入手できていない。」とありますので、「費用に関しても情報が入手していない。」と判断しております。 現地での情報収集時に、耐震改修が、もし、地震後の被災に対する補修程	「費用概算に必要な情報」は、P.32 にも言及されている「必要な耐震性能を有し現地事情を反映した廉価で普及し易い工法」を含む、補強設計計画、耐震改修工事(柱巻き立て(RC による、炭素繊維による)、RC 壁、鉄骨ブレース、補強コンクリ

		<p>度のものであれば、また、詳細な積算資料となつてなければ、積算の資料は、パイロット事業の1棟でまとめることになり、かなり難しくなります。そのようななかで、「費用概算に必要な情報」は具体的にどのような情報なのかのお考えなのかご教示をいただければ幸いです。</p>	<p>ートブロック壁、RC 袖壁、他)、工事監理等にかかる概算費用が想定されています。耐震改修工事では、エルサルバドルにおいて一般的に適用されると考えられる改修工法を選定し積算することを想定しています。</p>
--	--	--	---

以上